

※復興JV以外のJV該当ありの場合

入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第246条第1項の規定により公告する。

令和7年10月27日

福島県南会津地方振興局長 和田 正孝

1 入札に付する事項

区分	■ 新規	<input type="checkbox"/> 再度公告	<input type="checkbox"/> 改めて公告 (設計、条件等の見直しあり)
		前回公告	なし
工事番号	25-41360-0156		
工事名	道路橋りょう整備（地活）工事（橋梁上部）		
工事箇所	南会津郡南会津町松戸原地内 穴沢橋（国道352号）		
工事概要	橋梁上部工 2径間連続鋼箱桁橋 L=85.0m W=6.0(9.5)m		
完成期限	令和9年3月29日限り		
予定価格	契約締結後に公表する。		
項目	該当の有無	該当する場合の内容説明	
起工時期	該当	<ul style="list-style-type: none">該当の場合、令和7年4月1日以降に起工した工事である。該当なしの場合、令和7年3月31日までに起工した工事である。	
最低制限価格	該当なし	<ul style="list-style-type: none">施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事。契約締結後に公表する。	
総合評価方式	標準型	<ul style="list-style-type: none">価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事落札候補者の決定方法及び総合評価の方法は、入札説明書による。当該入札では評価基準価格を設定する。	
低入札価格調査	該当	<ul style="list-style-type: none">施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事。調査基準価格は、契約締結後に公表する。調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。また、低入札価格調査に協力すること。	
施工体制事前提出方式	該当なし	<ul style="list-style-type: none">福島県施工体制事前提出方式の適用工事施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等は、入札説明書による。	
電子入札	該当	電子入札に参加するには、電子入札システムへの事前登録が必要 電子入札システムのホームページ http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html	
電子閲覧	該当	電子閲覧システムのホームページ http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html	
現場代理人の常駐義務の緩和	該当	落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができます。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。	
専任特例2号の監理技術者の配置	該当	建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の監理技術者」という。）の配置を行うことができる工事である。専任特例2号の監理技術者の配置を行う場合の要件は、入札説明書による。	
再資源化等	該当	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。	

※復興JV以外のJV該当ありの場合

混合入札	復興JV以外	該当	単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札
	復興JV	該当なし	単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項で規定する別に定めるものについて(平成23年12月28日付け23財第1971号通知(令和2年1月6日一部改正))における特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札
資本関係又は人的関係		該当	資本関係又は人的関係にある企業同士が同一入札へ参加することは認めない。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 単体企業の場合

発注種別	鋼橋上部工事	開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
許可業種	鋼構造物工事業	建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。
地域要件	全国	県内とは、福島県内に本店を有すること。
技術者の工事経験 必要なし		<ul style="list-style-type: none"> ・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。(ただし、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。)工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。)。 ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
企業の工事実績 該当なし		元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績があること。
企業の工事規模実績 該当なし		<ul style="list-style-type: none"> 元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
JR近接工事 該当なし		<ul style="list-style-type: none"> 該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。

※復興JV以外のJV該当ありの場合

(2) 特定建設工事共同企業体の場合

構成員の数	2者又は3者であること。	
構成員の組み合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員全員が、構成員共通の資格要件を満たしていること。 ・代表構成員の資格要件を満たす者1者及びその他の構成員の資格要件を満たす者1者又は2者の組み合わせであること。 	
結成方法	自主結成であること。	
各構成員の出資割合	<ul style="list-style-type: none"> ・2者の場合は、各者30%以上であること。 ・3者の場合は、各者20%以上であること。 	
構成員共通の資格要件	技術者の工事経験 必要なし	<ul style="list-style-type: none"> ・左の欄に表示した工事経験(配置技術者としての経験)がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。(ただし、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)になる場合又は建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は、専任を要しない。) ・工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請(JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員である場合に限る。なお、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、公共工事に限る(発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。))。ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(実績当時のもの)で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。)の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
代表構成員の資格要件	発注種別 鋼橋上部工事	開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
	格付等級 A	
	許可業種 鋼構造物工業	建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。
	地域要件 全国	県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
	企業の工事実績 該当なし	元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績があること。
	企業の工事規模実績 該当なし	元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(JVの場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
	JR近接工事 該当なし	該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。

※復興 J V以外の J V該当ありの場合

	出資割合		構成員のうち最大であること。出資割合が同じ場合においては、施工能力の大きい者であること。
その他の構成員の資格要件	発注種別	鋼橋上部工事	開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
	格付等級	A	
	許可業種	鋼構造物工業	建設業法(昭和24年法律第100号)の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。
	地域要件	全国	県内とは、福島県内に本店を有する者であること。
	企業の工事実績		元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績があること。
	該当なし		
	企業の工事規模実績		元請として、左の欄に表示した期間に、1件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績(J Vの場合は、出資割合に相当する額とする。)があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は1件とみなす。
	該当なし		該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者(在来線)資格認定証」を有する者をいう。

3 入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。(電子入札対象工事にあっては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにて、必ず、入札参加の受付をする必要がある。)

設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の閲覧等	令和7年10月27日(月)～令和7年12月4日(木)	電子閲覧システム http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html
設計図書等の質問	令和7年10月27日(月)～令和7年11月4日(火)	南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1 南会津建設事務所総務部総務課 電話番号 0241-62-5305 電子メール minamiaizu.ken@pref.fukushima.lg.jp ※設計図書等の質問における電子メールの件名及びファイル名は、「【設計図書等の質問書】工事番号下4桁(会社名)」として提出すること。 ※質問の送付は、原則、電子メールによることとしますが、ファクシミリ送信を希望する場合は、上記電話番号まで連絡すること。
質問の回答予定	令和7年11月11日(火)	福島県南会津地方振興局出納室ホームページ ※入札書等の提出前に、必ずホームページで質問回答を確認すること。

※復興JV以外のJV該当ありの場合

項目	期間又は期日	場所等
入札参加受付	令和7年11月17日(月) 午前9時00分～ 午後5時00分 令和7年11月18日(火) 午前9時00分～ 午後3時00分	・電子入札システムへの入力による。 http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html
入札書等の提出	令和7年12月3日(水) 午前9時00分～ 午後5時00分 令和7年12月4日(木) 午前9時00分～ 午後3時00分	電子入札システムへの入力による。 ※入札書等提出期間は2日間とする。 ただし、最終日の受付時間は午後3時までとする。 ※初日の午後5時以降最終日の9時前に入札書を提出した場合で、障害等により不着となった場合、辞退したものとみなしますので、システム利用時間内に提出すること。
開札	令和7年12月5日(金) 午前10時00分	開札は公開とする。 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1 福島県南会津合同庁舎 出納室
落札者の決定予定日	令和7年12月15日(月)	

※ 電子閲覧システムの利用時間は、午前8時から午後10時まで(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第7号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。以下同じ。)です。

※ 電子入札システムの利用時間は、午前9時から午後5時までです。

4 入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。

なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。(令和8年2月議会付議予定)

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、法人の役員又はその使用人)が反社会的な行為等により逮捕されるなど、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

※復興JV以外のJV該当ありの場合

8 その他

- (1) 本工事は、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(平成26年2月7日)(技術管理課 HP: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/torikumi.html> 参照)を適用し積算している工事である。
- (2) 本工事は、『土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領』(技術管理課 HP: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shuukyuuufutuka.html> 参照)の対象工事である。
受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。本工事の発注方法は発注者指定型である。
- (3) 本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である(実施要領は、技術管理課HPを参照のこと)。
受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。
- (4) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準(福島県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (5) その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先 福島県南会津地方振興局出納室

電話番号 0241-62-5352

電子メール minamiaizu.suito@pref.fukushima.lg.jp

※ファクシミリによる問い合わせを希望する場合は、上記電話番号に連絡すること。

〈参考〉 提出する書類一覧表(郵便入札の場合、入札書と一緒に提出する書類一覧表)

提出書類	電子入札対象工事の場合	
	入札参加受付時	入札書等提出時
技術提案書	(注1)(注2)(注3)(注4) <input type="radio"/>	
特定建設工事共同企業体協定書と同一の内容を記録したファイル (特定建設工事共同企業体での参加の場合のみ)	<input type="radio"/>	
入札書		システムに入力 <input style="margin-left: 20px;" type="radio"/>
見積内訳書		<input style="margin-left: 20px;" type="radio"/>
見積内訳総括表 (低入札価格調査事務処理要領様式第6号)		<input style="margin-left: 20px;" type="radio"/>
工事費内訳書 (福島県施工体制事前提出方式試行要領様式1号) ※郵便入札の場合は同様式及び同様式を記録したCD-R(追記型コンパクトディスク)		—
下請工種内訳書 (福島県施工体制事前提出方式試行要領様式2号)		—

※復興JV以外のJV該当ありの場合

※ 電子入札における留意点

- (注1) 入札参加受付時に、システムの仕様上、添付資料の提出が必須となりますので、総合評価方式の適用工事でない場合(技術提案書の提出がない場合)は任意のファイル(内容は問いません)を資料として添付してください。
- (注2) 添付するファイル(任意のファイルを添付する場合を除く。)を間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。
- (注3) 総合評価方式(標準型)の場合、様式第9号(その1～その2)及び様式第10号の提出時期は、競争参加資格確認の翌日までになります。
- (注4) 総合評価方式の適用工事であって、標準型以外の場合は、入札参加受付時に技術提案書を提出済みでも、システムには提出ボタンが表示されます。これは、システムの仕様により一律表示されるものであり、実際の提出状況は反映していません。

(別記3)

総合評価点評価基準(標準型)

標準型の評価に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、標準型における加算点の最高点は67.5点(又は87.5点)とする。(発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は69.25点又は89.25点)

なお、評価基準における基準日は開札日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、技術提案書の作成にあたっては、「総合評価方式様式関係記載留意事項」で各評価項目の評価基準を確認すること。

●特記事項

- 1 工事番号 25-41360-0156
2 工事名 道路橋りょう整備(地活)工事(橋梁上部)
3 工事箇所 南会津郡南会津町松戸原地内 穴沢橋(国道352号)

以下の番号(※○)の具体的な内容は、共通事項の番号(※○)に対応している。

番号	評価基準	左記の具体的な内容																			
※1	同種・類似工事	鋼橋上部工事 施工数量 L=40m以上																			
※2	施工実績指定金額	3億円以上																			
※3	優良工事表彰部門	特殊構造物部門(農林水産部(橋梁上部工に限る))又は橋梁部門(土木部)																			
※4	技能士資格	とび、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工																			
※5	技術者保有資格	1級土木施工管理技士																			
※6	同一市町村内工事実績の対象となる市町村	南会津町																			
※7		地域要件	全国																		
※8	入札参加者の所在地等の評価対象	<table border="1"><tr><td>入札参加者の所在地</td><td>上位点</td><td>※6の市町村</td></tr><tr><td></td><td>中位点</td><td>山口土木事務所管内</td></tr><tr><td></td><td>下位点</td><td>県内</td></tr><tr><td>消防団への継続加入状況 (加入消防団の所在地)</td><td>上位点</td><td>県内</td></tr><tr><td></td><td>下位点</td><td>—</td></tr><tr><td>ボランティア活動への取組み、※10～※13</td><td colspan="2">県内</td></tr></table>		入札参加者の所在地	上位点	※6の市町村		中位点	山口土木事務所管内		下位点	県内	消防団への継続加入状況 (加入消防団の所在地)	上位点	県内		下位点	—	ボランティア活動への取組み、※10～※13	県内	
入札参加者の所在地	上位点	※6の市町村																			
	中位点	山口土木事務所管内																			
	下位点	県内																			
消防団への継続加入状況 (加入消防団の所在地)	上位点	県内																			
	下位点	—																			
ボランティア活動への取組み、※10～※13	県内																				
※9	指定枚数等	様式9号はその1、その2で各1枚(A4判片面)以内(資料添付不可)																			
※10	災害時の出動実績 又は 災害時の応援協定締結 若しくは 防疫対策業務実績 又は 防疫対策協定締結	《一般土木工事、舗装工事》 ※10～※13から2項目まで選択可能。 《建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事》 ※10～※13から2項目まで選択可能。 ※13は維持補修業務のみ評価対象。																			
※11	新卒・離職者の雇用実績	《上記以外の工事》																			
※12	雇用の維持・確保	※10～※12から2項目まで選択可能。																			
※13	除雪、維持補修業務の履行実績	注)選択した2項目のみ記載すること。																			

※ 1 4	技術提案項目	具体的な評価内容		具体的な評価基準	
		1	桁架設時の安全確保に関する技術提案		
		2	床版の品質確保に関する技術提案		
※ 1 5	技術提案の指定枚数等		※ 1 4 で設定された各技術提案項目につき様式 10 号 1 枚 (A4 判片面) 以内 (資料添付不可)		
※ 1 6	橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事の評価対象技術者		工場製作工及び架設工 (据付工) の各自に配置を予定している技術者		
	技術者確保数		指定人数は製作工、架設工ともに指定人数 (簡易型 4 人、標準型 9 人) 以上の場合に評価する。		
※ 1 7	ふくしまME 資格保有 (上位コースの設定)		—		
※ 1 8	施工計画適切性の評価項目		※P. 2 参照		

※ 1 8 施工計画適切性の評価項目

当該入札案件における施工計画適切性の評価項目は、下記のとおり。

大項目	中項目
様式第 9 号 (その 1)	
1 工程計画	(1) 主要工種 (2) 工程順序 (3) 全体日数とその根拠 (4) 主要工種の施工時期と社内検査
様式第 9 号 (その 2)	
1 工程管理計画	(1) 工程管理手法 (2) 工程遅延の防止及び対応策
2 品質管理計画及び出来形管理計画	(3) 主要工種の品質管理 (4) 主要工種の出来形管理 (5) 不可視部分の出来形管理 (6) 社内検査
3 安全管理計画	(7) 工事の施工に係る安全管理体制 (8) 第三者に対する安全管理
4 環境配慮	(9) 周辺住環境への対策 (10) 周辺自然環境への対策
5 施工上の工夫 (環境配慮を除く)	(11) 主たる工種等の施工に関する工夫

●様式第9号及び様式第10号の記載留意事項

様式第9号及び様式第10号については、入札参加者の技術力を評価する様式です。

なお、作成にあたり、第三者（入札参加者以外のコンサル・専門業者等）からの助言を受けること自体は原則に反しないとしますが、技術提案書が他の入札参加者と酷似している等、入札参加者自らが作成していない可能性があると発注者が判断した場合、ヒアリングを実施しますので留意願います。

●共通事項

①企業の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去10年以内に同種・類似工事（※1）において、請負金額が指定金額以上（※2）の施工実績がある場合 ただし、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合は過去15年以内とする	1.0点	/1.0
	上記以外		
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	過去5年以内（ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで）に福島県発注の同種・類似工事（※1）において、工事成績評定が75点以上の施工実績がある場合	1.0点 0.75点 0.5点 0点	/1.0
	・成績評定が85点以上		
	・成績評定が80点以上85点未満		
	・成績評定が75点以上80点未満		
	上記以外		
優良工事表彰 (福島県の優良工事表彰の有無について評価)	過去10年度以内に福島県発注の同種・類似工事（※1）で、指定部門（※3）の優良工事表彰の受賞実績がある場合	1.0点 0点	/1.0
	上記以外		
品質管理能力	入札参加者がISO9001の認証を取得している場合	0.5点 0点	/0.5
	上記以外		
技術者確保数 (当該工事に配置可能な監理技術者等の人数を評価)	当該工事に配置可能*な監理技術者又は主任技術者の人員数が指定人数（簡易型4人、標準型9人）以上の場合	0.5点	/0.5
	当該工事に配置可能*な監理技術者又は主任技術者の人員数が指定人数（簡易型4人、標準型9人）未満の場合に、 指定した技能士資格（※4）の1級技能士を合算して指定人数となる場合 (下請業者における1級技能士も合算可)		
	上記以外		
*配置可能とは開札日時点で他の工事に配置されていない場合等をいう。（詳細は総合評価方式様式関係記載留意事項を確認のこと。）			

週休 2 日確保工事	県発注工事において過去 1 年以内に竣工検査を受けた工事で発注工事と同一の発注種別の週休 2 日確保工事実施証明書がある場合	0.25 点	／0.25
	上記以外	0 点	
I C T 活用工事 (一般土木工事、舗装工事に限る。)	県発注工事において過去 1 年以内に竣工検査を受けた工事で I C T 活用工事実施証明書がある場合	0.25 点	／0.25
	上記以外	0 点	
建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムに企業が登録し、当該現場で運用する場合	0.25 点	／0.25
	上記以外	0 点	
ふくしまME 資格保有 (一般土木工事、舗装工事に限る。)	・ (※17) の上位コースの認定を受けた技術者が 1 名以上いる場合	0.5 点	／0.5
	・ 基礎コースの認定を受けた技術者が 1 名以上いる場合	0.25 点	
	上記以外	0 点	
小計点①			／4.5 注 1

注 1 : 発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は 5.25 点

②配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
資格の保有年数 又は 継続教育	(※5) の資格を保有して 10 年以上の経験がある場合	0.5 点	／0.5
	上記で得点できない場合で、(※5) の資格を保有して継続教育 (C P D) 制度に継続参加中である場合	0.5 点	
	上記以外	0 点	
施工能力	過去 10 年以内に同種・類似工事 (※1) において請負金額が指定金額以上 (※2) の工事経験（監理技術者 ^(注1) 、主任技術者又は現場代理人としての経験）がある場合 ただし、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合は過去 15 年以内とする	1.0 点	／1.0
	上記以外	0 点	
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	過去 5 年以内（ただし、開札日の属する月の 3 月前の末日まで）に福島県発注の同種・類似工事 (※1) において、工事成績点が 80 点以上の工事経験（監理技術者 ^(注1) 、主任技術者又は現場代理人としての経験）がある場合		／1.5
	・ 成績評定が 85 点以上	1.5 点	
	・ 成績評定が 80 点以上 85 点未満	1.0 点	
	上記以外	0 点	

優良工事表彰 (福島県の優良工事表彰の有無について評価)	過去に福島県発注の同種・類似工事（※1）で、指定部門（※3）において、監理技術者 ^{（注1）} 、主任技術者又は現場代理人として優良工事表彰の受賞経験がある場合	1.0 点	／1.0
	上記以外	0 点	
小計点②			／4.0

（注1）監理技術者には専任特例2号の監理技術者としての経験を含む。

③企業の地域社会に対する貢献度を評価

評価内容	評価基準	配点	得点
障がい者雇用の実績	法定義務のある企業にあっては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務が達成されている場合、法定義務のない企業にあっては障がい者雇用がある場合	0.5 点	／0.5
	上記以外		
安全管理	過去10年以内に企業として国及び国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰において受賞実績がある場合	0.5 点	／0.5
	上記以外		
環境への配慮	入札参加者がISO14001の認証を取得している場合	0.5 点	／0.5
	上記以外		
県内業者の活用	1 県内業者にあっては、当該工事の請負金額の80%以上を県内業者（下請を含む）により施工する場合 2 県外業者にあっては、当該工事の請負金額の50%以上を県内業者（下請を含む）により施工する場合	1.5 点	／1.5
	上記以外	0 点	
次世代育成支援（働く女性応援）	福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」の認証を取得している場合	0.5 点	／0.5
	上記以外		
次世代育成支援（仕事と生活の調和）	福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合	0.5 点	／0.5
	上記以外		
新分野進出	福島県建設業新分野進出企業認定事業の認定を受けている場合	0.5 点	／0.5
	上記以外		

健康経営優良事業所	ふくしま健康経営優良事業所に認定されている場合	0.5点	/0.5
	上記以外	0点	
若手・女性技術者の配置 (40歳未満の男性技術者又は全ての女性技術者)	「配置予定技術者」に若手・女性技術者を配置する場合	0.50点	/0.5
	「現場代理人」に若手・女性技術者を配置する場合	0.25点	
	上記以外	0点	
同一市町村内の工事実績	(1)一般土木工事又は舗装工事の場合 過去3年以内に(※6)市町村内において、公共工事の工事実績がある場合(一般土木工事又は舗装工事の工事実績に限る)		/2.5
	・3件以上	2.5点	
	・2件	1.5点	
	上記以外	0点	
	(2)上記以外の発注種別の場合 過去10年以内に(※6)市町村内において、公共工事の工事実績がある場合(同一発注種別の工事実績に限る)		
	・1件	2.5点	
	上記以外	0点	
	(注3)		
	・(※8上位点)の市町村 本店 準本店 支店等	5.0点 4.0点 3.0点	
	・(※8中位点)の管内 本店 準本店 支店等	3.0点 2.0点 1.5点	
入札参加者の所在地	・(※8下位点)の管内 本店 準本店 支店等	2.0点 1.0点 0.5点	/5.0
	上記以外	0点	
	(※8)管内に本店等がある企業が、当該管内で過去3年間以上継続してボランティア活動の実績がある場合	2.0点	
	上記以外	0点	
	(注1)		
ボランティア活動への取組み状況	下記管内の消防団に、過去1年間以上継続加入している者を1名以上雇用している場合		/2.0
	・(※8上位点)の管内	1.0点	
消防団への継続加入状況	・(※8下位点)の管内	0.5点	/1.0
	上記以外	0点	

(注1) 開札日時点で建設業法の許可を受けてから3年を経過している支店等を有する場合は、配点が高い方で評価。(委任の有無は問わない。)

(注2) 工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、「入札参加者の所在地」における同一市町村内の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がいわき市の場合、いわき建設事務所管内の企業は上位点(同一市町村内)で評価する。

(注3) 上段は本店の配点、中段は準本店の配点、下段は準本店に該当しない支店等の配点。なお、本店・準本店・支店等については、「地域要件毎の評価対象」を参照。

評価内容	評価基準	配点	得点
(※10) 災害時の出動実績 又は 災害時の応援協定 締結	(※8) 管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合		
	(1) 県管理施設の実績の場合		
	・過去3年以内の災害時出動実績かつ災害応援協定締結がある場合	3.5点	
	・過去3年以内に災害時出動実績がある場合	3.0点	
	・災害応援協定締結がある場合	2.0点	
	(2) 国、市町村管理施設の実績の場合		
	・過去3年以内の災害時出動実績かつ災害応援協定締結がある場合	3.0点	
	・過去3年以内に災害時出動実績がある場合	2.5点	
	・災害応援協定締結がある場合	1.5点	
	上記以外	0点	/3.5
若しくは			
(※11) 家畜伝染病に係る 防疫対策業務実績 又は 防疫対策業務協定 締結	(※8) 管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合		
	・過去3年以内の防疫業務実績かつ防疫対策業務協定締結がある場合	3.5点	
	・過去3年以内に防疫業務実績がある場合	3.0点	
	・防疫対策業務協定締結がある場合	2.0点	
	上記以外	0点	/3.5
	(※8) 管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合		
(※12) 新卒者・離職者の 雇用実績	・過去1年内に新卒者又は離職者を2名以上雇用(正規雇用)している		
	・東日本大震災による被災者等を1名以上雇用(正規雇用)している場合	2.5点	
	・過去1年内に新卒者又は離職者を1名雇用(正規雇用)している	1.5点	
	上記以外	0点	/2.5
	(※8) 管内に本店等がある企業が、下記に該当する場合		
(※12) 雇用の維持・確保	・当該管内における従業員数(正規雇用)が1年前より増えている	2.5点	/2.5

	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災による被災者等を1名以上雇用（正規雇用）している企業又は被災、避難企業と当該工事において下請契約を行う 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・当該管内における従業員数（正規雇用）が1年前と同じ 	1.5点	
	上記以外	0点	
(※13) 除雪、維持補修業務の履行実績 ※一般土木工事及び舗装工事の場合、除雪と維持補修の両方評価対象。	(※8) 管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合 (1)県管理施設の実績の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状の贈呈を受けたことがある ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある 	3.5点	
※建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合、維持補修のみ評価対象。	<ul style="list-style-type: none"> ・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務又は維持補修業務のいずれかの履行実績がある ・過去3年以内に県が発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託を履行した実績がある場合 	2.5点	
	(2)国、市町村管理施設の実績の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある ・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務又は維持補修業務のいずれかの履行実績がある ・過去3年以内に国、市町村のいずれかが発注する除雪業務委託又は維持補修業務委託を履行した実績がある場合 	3.0点	
	上記以外	1.5点	
小計点③		0点	／3.5
			／22.0 注1

注1：発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は23.0点

●地域要件毎の評価対象

＜支店等＞とは

県内に本店を有する企業（県内企業）の支店・営業所であって、開札日時点で有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。そのため、「入札参加者の所在地」、「ボランティア活動への取組み」、「消防団への継続加入」、「災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結」、「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」、「除雪・維持補修業務の履行実績」については、県外に本店を有する企業は評価の対象とならない。

<準本店>とは

支店等のうち、地域要件ごとの評価対象地域において、過去3年以内に国・県・市町村のいずれかが発注した除雪・維持補修業務等の履行実績があるものをいいます。

<委任なし支店等>とは

建設業法の許可を受けているが、委任していない支店・営業所(県内企業)。

●除雪・維持補修業務について

準本店の要件及び(※13)における除雪・維持補修業務の対象施設と業務内容については次のとおり。

【対象施設】

国、県、市町村が管理し、以下の①～③に該当する施設。

①不特定多数の人が利用する公共施設

(例：道路、水道施設、行政庁舎・警察庁舎、公園等)

②県民の安全・安心を確保する施設

(例：河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設等)

③その他公共の用に供する施設(例：学校、公営住宅等)

○職員公舎や資材倉庫など直接県民の安全・安心に関わらない施設は対象外とする。

【業務内容】

①除雪業務

冬期間を通じて、国、県、市町村と除雪又は融雪剤散布の契約をした者。

②維持補修業務

年間を通じて、国、県、市町村と維持補修の契約をした者又は、自然災害や水道管破裂など突発的な事象に対して緊急対応を行った者。

i) 入札参加者の所在地

上位点

(加算点が5.0点(本店)、4.0点(準本店)又は3.0点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等)(注1、2)
管 内	
隣接3管内	
県 内	同一市町村内(注3)
全 国	

(注1)入札参加者とは別に、委任なし支店等を有する場合は、配点が高い方で評価。

(注2)評価する支店等は、開札日時点での建設業法の許可を受けてから3年を経過している支店等とする。

ただし、建設業法の許可を受け3年を経過している本店や支店等が企業合併により支店等になった場合はこの限りでない。

(注3)工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、同一市町村内の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がいわき市の場合、いわき市の企業は上位点(同一市町村内)で評価する。

中位点

(加算点が3.0点(本店)、2.0点(準本店)又は1.5点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等)(注1、2)

管 内	土木事務所管内
隣接 3 管内	
県 内	
全 国	

下位点

(加算点が 2.0 点(本店)、1.0 点(準本店)又は 0.5 点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等) (注 1、2)
管 内	—
隣接 3 管内	建設事務所管内
県 内	
全 国	県 内

ii) ボランティア活動への取組み

地域要件	評価対象となる入札参加者 者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価対象となるボラン ティア活動を行った場 所	評価対象となる 期間と実績件数
管 内	土木事務所管内 (注 4)		
隣接 3 管内	建設事務所管内		
県 内			
全 国	県 内		

(注 4) 工事箇所がいわき市の場合、建設事務所管内とする。

iii) 消防団への継続加入

上位点 (加算点が 1.0 点となる場合)

地域要件	評価対象となる 加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管 内		
隣接 3 管内	土木事務所管内 (注 4)	過去 1 年以上継続雇用している社員が 過去 1 年以上継続して消防団員である
県 内		
全 国	県 内	

下位点 (加算点が 0.5 点となる場合)

地域要件	評価対象となる 加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管 内		
隣接 3 管内	建設事務所管内 (注 5)	過去 1 年以上継続雇用している社員が 過去 1 年以上継続して消防団員である
県 内		
全 国	—	

(注 5) 工事箇所がいわき市の場合、該当なし。

iv) 災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結

若しくは

家畜伝染病に係る防疫対策業務実績又は防疫対策業務協定締結

災害時	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	災害時 出動実績 又は 災害応援 協定締結	配点(注7)		
			災害応援協定締結がある場合 (注6)	過去3年以内に災害時出動実績がある場合	過去3年以内の災害時出動実績かつ災害応援協定締結がある場合
管内	土木事務所管内(注4)				
隣接3管内			2.0点	3.0点	3.5点
県内	建設事務所管内		1.5点	2.5点	3.0点
全国	県内				

若しくは

家畜伝染病	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	防疫対策 業務実績 又は 防疫対策 協定締結	配点(注8)		
			防疫対策協定締結がある場合 (注6)	過去3年以内に防疫対策業務実績がある場合	過去3年以内の防疫対策業務実績かつ防疫対策協定締結がある場合
管内	土木事務所管内(注4)				
隣接3管内			2.0点	3.0点	3.5点
県内	建設事務所管内				
全国	県内				

(注6) 災害応援協定締結及び家畜伝染病に係る防疫対策業務協定締結は、本店・準本店のみが評価対象。

(注7) 配点欄 上段：県管理施設の実績の場合

下段：国、市町村管理施設の実績の場合

(注8) 家畜伝染病に係る防疫対策業務協定は福島県との協定が評価対象。

v) 新卒・離職者の雇用実績

(新卒・離職者の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価の対象となる新卒・離職者の勤務地	評価対象期間	雇用人数に対する配点	
				1名	2名以上
管内	土木事務所管内(注4)				
隣接3管内					
県内	建設事務所管内				
全国	県内				

(東日本大震災による被災者等の雇用実績の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価対象期間	雇用人数に対する配点	
			1名以上	

管 内	土木事務所管内（注4）	平成23年3月11日 以降の雇用実績	2.5点
隣接3管内	建設事務所管内		
県 内	県 内		

vi) 雇用の維持・確保

(雇用人数による評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価の対象となる従業員の勤務地	評価対象となる月日	雇用人数に対する配点	
				同数	増加
管 内	土木事務所管内（注4）				
隣接3管内					
県 内	建設事務所管内				
全 国	県 内				

(東日本大震災に伴う被災者等の雇用維持の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	配点
管 内	土木事務所管内（注4）	2.5点
隣接3管内		
県 内	建設事務所管内	
全 国	県 内	

vii) 除雪・維持補修業務の履行実績

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	除雪・維持補修業務の実績	配 点 (注7)			
			過去3年以内に1件以上の履行実績がある場合	直前の5年間連続して除雪業務または維持補修業務のいずれかの履行実績がある場合	過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状を受けた場合	直前の5年間連続して除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある場合
管 内	土木事務所管内(注4)	2.0点 1.5点				
隣接3管内			2.5点	3.5点	3.5点	
県 内	建設事務所管内		2.0点	—	3.0点	
全 国	県 内					

④施工計画適切性に対する評価（※18）

評価内容	評価基準	配点	得点
施工計画評価 (提出された技術審査書の内容を評価)	技術審査書の点数が 93 点以上の場合	10 点	／10.0
	技術審査書の点数が 86 点以上 93 点未満の場合	9 点	
	技術審査書の点数が 79 点以上 86 点未満の場合	8 点	
	技術審査書の点数が 72 点以上 79 点未満の場合	7 点	
	技術審査書の点数が 65 点以上 72 点未満の場合	6 点	
	技術審査書の点数が 58 点以上 65 点未満の場合	5 点	
	技術審査書の点数が 51 点以上 58 点未満の場合	4 点	
	技術審査書の点数が 44 点以上 51 点未満の場合	3 点	
	技術審査書の点数が 37 点以上 44 点未満の場合	2 点	
	技術審査書の点数が 30 点以上 37 点未満の場合	1 点	
小計点④			／10.0

⑤技術提案（技術提案項目（※14））

評価内容	評価基準	配点	得点
桁架設時の安全確保に関する技術提案	桁搬入時の安全確保に関する技術提案、クレーン作業時の安全管理に関する技術提案、主桁の転倒・滑動等の防止に関する技術提案、冬期作業に関する技術提案、その他の有効な技術提案	・判定方式	10 点
床版の品質確保に関する技術提案	鉄筋の加工・組み立てに関する技術提案、コンクリート打設に関する技術提案、コンクリート養生に関する技術提案、コンクリートのひび割れ防止に関する技術提案、その他の有効な技術提案	・判定方式	10 点
小計点⑤			／20 又は 40

⑥品質確保等の確実性

評価基準	配点
低入札調査基準価格以上で応札した場合	7.0 点

合計点	小計①～⑥の合計	／67.5 又は 87.5 注 1
-----	----------	----------------------

注 1：発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は 69.25 点又は 89.25 点